

## 施策 1.4.2

## 障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

### 県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

### 平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えています。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標を達成するとともに、活動指標も平均 85 %以上達成しており、障がい者の自立と共生に向けた取組が進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標達成 状況	27 年度 目標値 実績値
目標項目 グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,122 人	1,203 人	1,294 人	1.00	1,385 人	1,476 人
	1,233 人		1,320 人			

### 目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数
26 年度目標 値の考え方	毎年度入所施設から 30 人、障害児施設から 16 人、地域からの利用 45 人の計 91 人の地域移行を見込み目標設定しました。

活動指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標達成 状況	27 年度 目標値 実績値
基本事業	目標項目					
14201 障がい 者福祉サービス の基盤整備の推 進 (健康福祉部)	障がい者の日中 活動を支援する 事業の利用者数	4,622 人	4,838 人	5,438 人	1.00	5,438 人
		5,622 人	6,057 人			5,438 人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14202 障がい者福祉サービスの充実（健康福祉部）	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	80人 75人	85人 80人	85人 76人	0.89	90人 95人
14203 障がい者の相談支援体制の整備（健康福祉部）	総合相談支援センター*への登録者数	5,520人 5,299人	5,740人 5,315人	5,740人 4,986人	0.87	5,960人 6,180人
		410人 372人	460人 418人	460人 440人	0.52	510人 560人
14204 精神障がい者の保健医療の確保（健康福祉部）	社会的入院から地域移行した精神障がい者数（累計）	1,450人 1,303人	1,500人 1,300人	1,500人 1,501人	1.00	1,550人 1,600人
		418人 440人	440人 450人	440人 450人		560人 570人
14205 障がい者の社会参加環境づくり（健康福祉部）	県障がい者スポーツ大会参加者数	766人 (85人)	717人 (78人)	717人 (78人)		718人 (78人)

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,188	13,999	15,011	15,794	
概算人件費 (配置人員)		766 (85人)	717 (78人)		

### 平成25年度の取組概要

- ①障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム整備数5か所）
- ②県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（13人）
- ③障がい者の安全・安心確保のため県内の障がい関係入所施設の耐震化等を促進（2か所）
- ④医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援を検討するため、重症心身障害児（者）と遷延性意識障害者の実態調査を実施
- ⑤官公需を中心に「共同受注窓口」\*を通じた受注拡大を推進（37,896千円）
- ⑥障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大に向けて、環境を整備（23,718千円 3月末見込み）
- ⑦雇用契約に基づく就労への移行を進めるため、一般就労した障がい者のフォローアップなどを行うほか、県庁舎における宿場実習やホームペルパー研修等を実施（76人）
- ⑧一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」\*の創設に向けて、関係機関との調整と支援制度を検討
- ⑨障がい者が安心して地域で生活をしていくための相談支援の窓口の整備と自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑩サービス等利用計画の作成が促進されるよう、圏域の自立支援協議会における助言、計画作成促進のための研修会を開催
- ⑪精神障がい者とその家族の地域生活定着のため、アウトリーチ（訪問支援）\*事業を実施
- ⑫輪番制による精神科救急医療体制を確保し、電話による24時間精神科医療相談を実施（緊急入院366件、外来診療375件、救急輪番の相談助言593件、24時間精神科医療相談2,113件、合計3,447件）
- ⑬三重県飲酒運転0をめざす条例に係る医療機関を指定（平成26年2月1日時点で10医療機関）

- ⑭障がい者スポーツの普及のため、新たな障がい者スポーツ競技団体結成を支援（1団体結成）
- ⑮芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催（平成25年12月開催：ステージ発表（25組、285人）、作品展示（231点）　入場者数　1,820人）
- ⑯災害時における聴覚障がい者の情報保障のため、伊勢市と協定を締結（平成25年4月）

### 平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成24～26年度を計画期間とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について、引き続きプランの進捗状況を検証するとともに、次期プランの策定作業を行う必要があります。
- ②新たにグループホーム5か所を整備するとともに入所施設の耐震化を進め、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。グループホームとともに、障がい福祉サービス事業所の整備に対するニーズも高いため、こうした施設整備の促進が必要です。また、県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行は一定程度進みましたが、残された加齢児への対応を検討する必要があります。
- ③平成26年度から重度訪問介護の対象が拡大され、自傷・他害等を繰り返す強度行動障がいのある知的障がい者についても対象となりました。今後は、これまで地域移行が難しかった、強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進する取組が必要です。
- ④重症心身障害児（者）と遷延性意識障害者の実態調査により、県内の人数等、基礎的データが収集できました。今後は医療的ケアが必要な障がい児（者）の地域におけるニーズと課題を把握し、支援策を検討していく必要があります。
- ⑤「共同受注窓口」の受注は、昨年度の実績を上回る37,896千円となりました。民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ⑥調達方針に基づいた県からの障害者就労施設等への発注額は23,718千円（3月末見込み）となりました。調達方針を見直したうえで、来年度も引き続き、県庁内各所属において調達に努めるとともに、障害者就労施設等の受注体制を強化する必要があります。
- ⑦障がい者就労支援事業に取り組んだ結果、76人の障がい者の一般就労につながりましたが、より多くの障がい者の就労促進と就労定着を図る必要があります。
- ⑧「社会的事業所」について市町や関係法人に説明を行い、理解を得ることができました。今後は、「社会的事業所」の創業を支援していく必要があります。
- ⑨平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消を推進する法律（障害者差別解消法）」の平成28年4月の施行に向け、準備を進める必要があります。
- ⑩相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。今後も引き続き専門性の高い相談事業を実施していく必要があります。
- ⑪サービス等利用計画については、圏域の自立支援協議会や研修会を実施したところ、一部の市町で体制整備が進みました。こうした取組が全市町に広がるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑫精神科病院と関係機関等が連携したアウトリーチや精神科救急医療の輪番制により、精神障がい者が地域生活を送るための医療体制を整備することができましたが、精神障がい者の地域移行については、相談支援事業所、精神科病院や市町等関係機関の連携を促進していくことが必要です。今後も、精神障がい者やその家族が、安心して医療などを受けられる体制を継続していく必要があります。
- ⑬飲酒運転違反者が医療機関を受診できる体制について、ほぼ県内全域で整えることができました。今後は、より一層受診しやすくなるよう、指定医療機関の増加に取り組むとともに、アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組を進める必要があります。

- ⑭平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて競技団体の育成に取り組み、1 競技団体が結成されました。今後、残る競技団体の結成を図るとともに、平成 24・25 年度に結成した競技団体を含め、既存の障がい者スポーツ競技団体の強化や障害者スポーツ指導員の育成が必要です。
- ⑮「障がい者芸術文化祭」については、特別支援学校特設コーナーの設置、コンビニエンスストアでのポスター掲示などにより、展示作品等の応募数や入場者数が平成 24 年度実績を上回りました。平成 26 年度は、引き続きより多くの方に参加してもらえるような取組が必要です。
- ⑯音訳・点訳奉仕員研修の実施により、視覚障がい者の意思疎通支援者は増加しましたが、手話通訳者・要約筆記者の養成制度が変更になったことにより、聴覚障がい者の意思疎通支援者は減少傾向にあります。今後は広く情報保障の必要性を啓発するほか、視覚障がい者への支援の充実と聴覚障がい者の意思疎通支援者の養成に取り組むことが重要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進捗状況を検証するとともに、障がい者のニーズを踏まえ、平成 27 年～29 年度を計画期間とする次期プランを策定します。
- ②障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや障がい福祉サービス事業所の整備を進めます。また、加齢児の地域移行の支援状況を確認しながら、今後の障害児入所施設のあり方について検討します。
- ③強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進するため、支援者を養成する研修を実施します。
- ④医療的ケアの必要な障がい児（者）への支援策について、自立支援協議会において検討を進めます。
- ⑤福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、品質の向上やパッケージの工夫による、より魅力的な商品の開発や新たな販路の開拓など事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ⑥障害者就労施設等への発注事例を共有するなど、調達方針に基づいた障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組みます。
- ⑦障がい者の経済的自立を支援するため、今後も、就労支援のための職場実習やスキルアップ講座を開催するほか、生活介護事業所等から一般就労した障がい者のフォローアップを充実するなど障がい者の職場定着のためのサポートの取組を進めます。
- ⑧市町とともに、「社会的事業所」の創業に向けた取組と安定的な運営を支援します。
- ⑨「障害者差別解消法」の円滑な施行のため、国の基本方針に則して必要な要領の策定を検討します。
- ⑩自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、今後の相談支援体制について検討します。
- ⑪サービス等利用計画の作成が進むよう、市町における体制の整備を促進し、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成を進めます。
- ⑫関係機関の連携強化や退院支援体制の確保を図ることにより、精神障がいのある人の地域移行を推進するとともに、地域で安心して生活できるよう、24 時間対応できる支援体制や精神科救急医療体制を継続します。
- ⑬指定医療機関の増加に向けて、内科医や産業医を対象にした研修を実施するとともに、アルコール依存症患者の早期発見や適切な対応方法等について、講演会を開催するなど普及啓発に努めます。
- ⑭引き続き、全国障害者スポーツ大会の競技団体の結成に努めるとともに、平成 24・25 年度に結成した競技団体を含め、県内全域で活動する障がい者スポーツ競技団体の活動支援や、中級障害者スポ

ーツ指導員養成のための講習会を実施し、競技スポーツの充実を図ります。

⑯「障がい者芸術文化祭」への参加者、入場者がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。

⑰三重県聴覚障害者支援センターや三重県視覚障害者支援センター等における、意思疎通支援者の養成や派遣を充実させ、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行います。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。



## 施策 1.4.3

## 支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

### 県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

### 平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標をほぼ達成し、活動指標についても平均 85%以上達成できていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 目標項目 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	25 年度 目標達成 状況	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
福祉サービス利用援助を活用する人数		1,026 人	1,150 人	1,250 人	0.99	1,350 人	1,450 人
		1,149 人		1,248 人			

### 目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数
26 年度目標値の考え方	事業の円滑な推進に努めた結果、平成 25 年度の目標値はほぼ達成できました。平成 26 年度においては、平成 27 年度の目標達成に向けて、100 人の増加をめざして目標値を設定しました。

基本事業	目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	25 年度 目標達成 状況	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
		目標項目 現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14301 地域福祉活動と権利擁護の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童委員活動件数	519,755 件	530,000 件	541,000 件	未確定	551,000 件	562,000 件

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14302 福祉分野の人材確保・養成（健康福祉部）	介護関係職の求人充足率		29.2%	32.8%	0.62	36.4%	40.0%
		25.6%	22.6%	20.4%			
14303 福祉サービスの適正な確保（健康福祉部）	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合		79.0%	79.5%	1.00	80.0%	80.5%
		78.6%	79.3%	79.8%			
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進（健康福祉部）	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数		45件	70件	1.00	95件	120件
		22件	51件	86件			
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援（健康福祉部）	生活困窮者等の就労・增收達成率		50.0% (23年度)	50.0% (24年度)	0.84	50.0% (25年度)	50.0% (26年度)
		41.9% (22年度)	44.2% (23年度)	42.2% (24年度)			
14306 戦傷病者等の支援（健康福祉部）	戦傷病者等の支援事業への参加者数		1,145人	1,145人	0.95	1,145人	1,145人
		1,122人	1,096人	1,093人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,700	4,638	4,877	4,481	
概算人件費 (配置人員)		514 (57人)	487 (53人)		

#### 平成25年度の取組概要

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援
- ②市町職員等を対象とした成年後見制度に関する研修会を実施（参加者数54人）
- ③県福祉人材センターにおいて無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア（3回）、福祉職場インターナンシップ等の福祉・介護人材確保事業を実施
- ④社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導（指導監査43法人322施設、実地指導226事業所、継続した改善指導8法人）
- ⑤ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業（37回）や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン（40回）、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼を実施（平成26年3月末時点 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用交付者数19,061人（累計）、「おもいやり駐車場」の登録届出数1,889施設、3,781区画）
- ⑥生活保護制度による被保護世帯への支援（平成26年3月時点 保護率9.6%、生活保護世帯13,133世帯、生活保護受給者17,639人）
- ⑦平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けた福祉事務所設置市町への情報提供及び県所管区域（福祉事務所を設置していない町）における実施事業・体制を検討
- ⑧県戦没者追悼式の開催（参加遺族等863人）、政府主催の全国戦没者追悼式への知事の参列（参加遺族184人）、県議会議長とともに沖縄「三重の塔」慰靈式への8年ぶりの知事の参列

## 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援しましたが、今後も当事業の利用者の増加が見込まれることから、それに対応できる実施体制を確保する必要があります。
- ②県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業と離職者等を対象にした就労支援事業により、平成 25 年度に 481 人の就職（内定）が決定しましたが、介護保険施設等の施設整備が進められるなかで、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いている。
- ③介護保険・障害福祉サービス事業者への実地指導については、苦情・通報等のある事業所を対象に実施しているため、全法人を対象とした集団指導の見直しを行い、法人単位から事業所単位に参加者を拡大しました。今後とも、集団指導を充実させていく必要があります。
- ④社会福祉法人の指導監督権限の一部が、平成 25 年度から市に移譲されたことに伴い、市担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、県と市の連絡調整等を図るため、県市連絡会議を開催しました。今後も市との連携が必要となっています。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数は、累計 10,201 人（平成 25 年 3 月末）から 19,061 人（平成 26 年 3 月末）となり、また、「おもいやり駐車場」の登録届出施設数は、1,560 施設（平成 25 年 3 月末）から 1,889 施設（平成 26 年 3 月末）となるなど、着実に当制度が定着しつつあるほか、利用証の取得者に対するアンケートで、8 割近くの方が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答し、制度の導入効果が認められました。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることから、引き続き利用証を持たない方に対する啓発を進める必要があります。
- ⑥平成 23～26 年度を計画期間とする第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について、引き続きプランの進捗状況を検証するとともに、第 3 次推進計画の策定作業を行う必要があります。
- ⑦生活保護の保護率が高止まりしている中で、必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しながら不正受給対策等の強化を図るとともに、就労自立の一層の促進のため、保護開始直後から切れ目のない支援を行い、対象者の自立への意欲をさらに高めていく必要があります。  
(保護率 平成 25 年 4 月 9.7%、平成 26 年 3 月 9.6%)  
また、生活保護世帯の子どもが、大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止が課題です。
- ⑧平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、法施行時の実施事業や体制について、福祉事務所設置市町と協議を行っていく必要があります。

## 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域で安心して生活することができるよう、県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を引き続き支援します。
- ②福祉・介護人材の確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を実施します。
- ③介護保険・障害福祉サービス事業者に対する集団指導について、より指導効果を高めるため、開催時期や開催場所の見直しを行い、法制度の理解と法令遵守の意識啓発に努めます。
- ④社会福祉法人・施設の指導監査等については、県市連絡会議を継続し、指導監査の合同実施等、市との連携を図りながら、社会福祉法人・施設の適正な運営を指導していきます。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発活動やユニバーサルデザイン研修などの取組を通

じ企業等との連携をさらに深め、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりや、地域における自  
主的、自律的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を支援します。

○⑥第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の進捗状況を検証するとともに、「障害者差別解消法」の制定など、ユニバーサルデザインをとりまく社会の変化を踏まえ、平成27~30年度を計画期間とする第3次推進計画を策定します。

⑦7月から本格施行される生活保護法の改正では、主に「就労による自立の促進」「不正・不適正受給対策の強化」について見直しが行われたところであり、県内福祉事務所が対象世帯の自立の促進等について適切に対応できるよう指導、支援を行っていきます。また、引き続き、「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の中学生の高校進学を支援する学習支援モデル事業に取り組みます。

○⑧平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、モデル事業実施の調整や法施行時の実施事業や実施体制について福祉事務所設置市町と協議を行っていくとともに、県所管区域（福祉事務所を設置していない町）における実施事業や実施体制について検討していきます。

\*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策2.3.1

## 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

### 県民の皆さんとめざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

### 平成27年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標を達成できませんでしたが、活動指標は3項目のうち2項目を達成できたこと、少子化対策の取組強化に向けた土台作りができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

目標項目 県民指標	23年度 現状値	24年度		25年度		26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況			
「三重県子ども条例」の認知度	35.0%	50.0%	60.0%	0.70	70.0%	100%	
	35.5%	35.5%	41.8%				

### 目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目 の説明	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合
26年度目標 値の考え方	平成26年度は、新たに取り組む少子化対策関連の事業も含め、あらゆる機会を生かして三重県子ども条例の啓発に努めることとし、25年度の実績値を踏まえ70.0%に設定します。

基本事業 活動指標	目標項目 23年度 現状値	24年度		25年度		26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
		目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況		
23101 子ども条例の普及と推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	キッズ・モニタ活用事業数	8事業	9事業	1.00	10事業	10事業	
	7事業	8事業	9事業				

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23102 家庭力・地域力の向上支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計)		1,155 会員	1,270 会員	0.71	1,385 会員
		1,048 会員	1,124 会員	1,228 会員		1,500 会員
23103 子どもの保護対策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	子どもの利用が多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合		92.5%	95.0%	1.00	97.5%
		90.0%	92.7%	95.0%		100.0%

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	245	72	63	232	
概算人件費 (配置人員)		126 (14人)	110 (12人)		

### 平成25年度の取組概要

- ①県民の方が結婚や出産・子育てに希望がもてる三重をめざして、7月に三重県少子化対策総合推進本部を設置（6回開催）
- ②全国知事会や少子化危機突破タスクフォースでの活動等を通して、少子化対策の財源確保を国に要望。創設された「地域少子化対策強化交付金」の効果的な活用を図る「三重県地域少子化対策強化計画」を策定（2月）
- ③子育て支援について志を高くする10県で子育て同盟を結成、7月28日に鳥取県で子育て同盟サミットを開催、共同事業としてポータルサイトの開設等に着手
- ④子どもを主体とした取組が県内各地で促進されるように、こども会議等の開催手法をマニュアルとしてとりまとめ
- ⑤子どもの意見が県の施策に反映できるよう取り組んでいるキッズ・モニターの登録者数477人（前年度比22.6%増）
- ⑥子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し（相談受付件数3,267件）、専門的な対応が必要な案件については児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応（14件）
- ⑦子どもや家族等に「ありがとう」の気持ちを伝える「家族の絆一行詩コンクール」（応募数：8,123点）を実施
- ⑧教育委員会や市町に活用を働きかけて出前講座を実施し、みえの子育ちサポーターを2,660人養成
- ⑨親なびワークを小学校等県内17か所で開催（参加者446名）するとともに、親なびワークを「子育てはっぴいパパ・ママワーク」としてリニューアル
- ⑩10月5日、6日に県立みえこどもの城を中心として「第8回子育て応援！わくわくフェスタ」を開催（参加者：1万6千人）
- ⑪県内4か所で、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心とした地域別座談会を開催（参加者：101人）
- ⑫三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施、子どもの利用が多い店舗に対して青少年健全育成協力店の登録を働きかけ（登録件数979件）

## 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる社会とするため、三重県少子化対策総合推進本部を設置し、全庁をあげて取り組む体制を整えました。また、少子化対策を平成 26 年度の重点テーマと位置付けました。
- ②「三重県地域少子化対策強化計画」を策定する中で、少子化対策に関して、「子ども・思春期」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに、働き方も含めた課題と現場のニーズを「地方目線」「当事者目線」で洗い出し、県民の方が結婚や出産・子育てに希望がもてる三重をめざして、新たに取り組むべき対策をとりまとめました。今後、計画に基づき、切れ目のない取組を進めていく必要があります。
- ③市町や企業、地域の団体等が進めている様々な取組の相乗効果が發揮されるよう、少子化対策に取り組む機運の醸成等を図る必要があります。
- ④結婚を望んでいる人をはじめ、妊娠・出産期や子育て期の県民の皆さんに対して県から発信されている情報が、必ずしも利用者にとって入手しやすいものとなっていません。必要とする方が入手しやすい方法で、県から情報を発信していく必要があります。
- ⑤男性の育児参画や地域全体で子育てを支援する機運を醸成するために、平成 26 年 6 月 27 日、28 日に開催する「ファザーリング全国フォーラム in みえ」の準備を進めています。フォーラム開催後も引き続き啓発活動等を行っていく必要があります。また、男性の育児休業取得率や育児参加時間等が諸外国と比較して低率であり、男性の育児参画に関するこれまでの啓発活動は、子育て前や子育て中の男性に対して十分浸透していないと思われるため、効果的な取組が必要です。
- ⑥未婚者の約 9 割が、将来結婚する意志を持っているにも関わらず、出逢いの場がないなどの理由から、晩婚化が進み、生涯未婚率が上昇しています。市町や地域の団体においては、出逢いの場の創出等に取り組んでいますが、参加者の確保に苦労している地域もあるほか、参加者に対するコミュニケーション力向上のための支援などが求められています。
- ⑦子育て同盟サミットを開催し、地方の立場から、少子化対策・子育て支援策について共同事業の実施や国への提言を発表しました。はぐくみ支援ポータルサイトの開設など、子育て支援の共同事業について検討・実施していく必要があります。
- ⑧子ども条例に基づき、子どもが意見を表明する機会や子どもを主体とした取組が県内各地で促進されるよう、市町に対し働きかける必要があります。
- ⑨キッズモニター制度を利用して、幅広い意見をいただくために登録者（小学 4 年生～高校 3 年生）をさらに増やすとともに、子どもの意見がどのように施策に活用されたかを伝えていく必要があります。
- ⑩今後も子どもに対し、専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の一層の周知を図る必要があります。
- ⑪「家族の絆一行詩コンクール」については、応募者及びその関係者等に取組がとどまっていることから、広報媒体等を活用して受賞作品等を周知・啓発することが必要です。
- ⑫養成したみえの子育ちサポーターが、地域において子どもの育ちや子育てを支える活動ができるよう取り組む必要があります。
- ⑬子育ての喜び等について直接保護者に理解を深めていただくための「子育てはっぴいパパ・ママワーク」の普及促進のため、市町や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。
- ⑭子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、みえ次世代育成応援ネットワークの会員をはじめ企業・団体による取組がさらに進むように促す必要があります。
- ⑮三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査や協力店への登録要請など、引き続き子どもを有害環境から守る取組が必要です。

## 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①医療・福祉・教育関係者や行政、地域の活動団体等の参画を得て、三重県少子化対策推進県民会議（仮称）を設置し、各主体の取組の相乗的な効果が発揮され、機運の醸成が図られるように県民運動を進めます。また、少子化対策のアイデアを未来志向で検討し、実践につなげます。そのほか、市町の創意工夫により実施する「地方目線」「当事者目線」での少子化対策に関する取組を支援します。
- ②県を始めとする多様な主体の少子化対策に関する取組について情報発信するとともに、県民が求める情報が的確に届けられるよう、スマートフォン及びPC向けの総合情報サイトを構築します。
- ③「ファザーリング全国フォーラム in みえ」を開催し、男性の育児参画や地域全体で子育てを支援する機運を醸成するとともに、「みえの育児男子」プロジェクトとして、男性の育児参画の普及啓発を牽引する人材の育成などを行います。
- ④子育てと仕事の両立を進めている企業の取組をPRすることにより、男性の育児参画の意義を企業に働きかけるほか、子どもの生き抜く力を育てる男性等の表彰、管理職の子育て意識を高めるための「育ボス」\*等の推進、子育て支援の雰囲気づくりを進めるための「子ども参観」の取組など、県民や企業の意識醸成につながる様々な取組を新たに進めます。
- ⑤結婚を希望する人が結婚できるような地域社会づくりのため、出逢いの場を創出する市町や団体などのニーズに応じて、コーディネートスキルの向上を図る研修会の開催、相談やアドバイスのできる専門的な知識をもったアドバイザーの派遣、参加者のコミュニケーション力を向上させるためのツールの提供などを行うとともに、市町等が行う結婚支援に関する取組を一元化して発信するなどの役割を担う「みえの出逢いサポートセンター（仮称）」を設置します。
- ⑥子育て同盟加盟各県で全国のモデルとなる子育て支援の取組を検討し、他県と連携しながら実施していきます。
- ⑦「こども会議」等の開催手法をまとめたマニュアルを活用して、会議の意義等を市町に伝え、各地での開催を促します。
- ⑧「キッズ・モニター制度」の目的や取組結果について、募集段階からHPやチラシで子どもにわかりやすく伝えます。
- ⑨「こどもほっとダイヤル」を運営し、子どもからの相談に対して、児童相談所や教育委員会などの関係機関と連携して対応するとともに、小学校、中学校、高校、特別支援学校などを通じて子ども専用相談電話の一層の周知に努めます。
- ⑩「ありがとう」の気持ちを通して、家族の絆や地域の絆を深め広げるため、教育委員会や広報関係者と連携して「家族の絆一行詩コンクール」の一層の周知・啓発を行います。
- ⑪引き続き、みえの子育ちサポーターを養成するとともに、養成したサポーターにより、地域における子どもの育ちや子育てを支える活動が促進されるよう市町等と連携して取り組みます。
- ⑫「子育てはっぴいパパ・ママワーク」について、子育て支援拠点や子育てサークル等で実施されるよう進行役養成講座を開催するとともに、市町や地域の関係機関での実施を働きかけます。
- ⑬子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、少子化対策や子育て支援に積極的に取り組もうとするみえ次世代育成応援ネットワークの会員や企業、団体に対して、市町や地域の活動団体等との情報交換・交流の機会を提供します。また、地域別懇談会を開催するなどして、みえ次世代育成応援ネットワークの会員が、主体的に子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくりを進めるための活動を促進するとともに、会員の拡大を図ります。
- ⑭三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施するとともに、青少年健全育成協力店への登録について、子どもの利用の多い店舗を重点的な対象として働きかけを行います。

\* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策2.3.2

## 子育て支援策の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

### 県民の皆さんとめざす姿

子育てサービスを提供するさまざまな主体と共に、子育て支援策を進めることにより安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。

### 平成27年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標のほか、2つの活動指標で25年度目標値を達成しており、子育て支援策全体が進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

### 県民指標

目標項目	23年度	24年度		25年度	26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数	11,962人	12,200人	12,550人	1.00 (6月確定)	12,920人 (仮)	12,950人

### 目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目 の説明	入所待機となりがちな低年齢児（0～2歳）の保育所利用児童数
26年度目標 値の考え方	平成26年度の目標値は、平成25年度実績値と平成27年度目標値の中間値を設定しました。

### 活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23201 保育・放課後児童対策等の充実 (健康福祉部子ども・家庭局)	病児・病後児保育所の実施地域数 (広域利用含む)	15地域	16地域	17地域	0.88	18地域
		16地域	15地域	15地域		20地域
23202 母子保健対策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	三重県不妊専門相談センターへの相談件数	200件	220件	1.00	220件	220件
		193件	273件		285件	
23203 ひとり親家庭等の自立の支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計）	100人	300人	1.00	600人	1,000人
		36人	121人		413人	

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	16,083	16,631	16,568	16,671	
概算人件費		1,713	1,738		
(配置人員)		(190人)	(189人)		

### 平成25年度の取組概要

- ①待機児童対策として、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町を支援
- ②平成25年度開設した保育士・保育所支援センターにおいて、11月30日に指定保育士養成施設学生向けのガイダンス（91名参加）や保育所就職フェア（77名参加）を実施
- ③病児・病後児保育事業に取り組む市町に補助を実施（取組実績9カ所、15地域）
- ④県と市町の連携・協働協議会の検討会議において、子ども・子育て支援新制度の情報提供や市町子ども・子育て支援事業計画\*の策定にかかる協議を2回実施
- ⑤放課後児童クラブの運営費と施設整備に関し、市町に対し補助を実施（県内の放課後児童クラブ数：平成25年5月1日時点で297か所）
- ⑥産婦人科医や助産師等、思春期保健に携わる関係者を対象に、思春期ライフプラン教育の普及に向け思春期保健指導セミナーを実施（参加者256人）
- ⑦住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、出産前後からの支援体制の充実に向け、保健・医療・福祉関係従事者を対象に講習会を実施（出席者71名）
- ⑧不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の大きい特定不妊治療にかかる医療費の一部助成を実施（助成件数2453件）
- ⑨市町が行う子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを補助対象として助成を実施
- ⑩ひとり親家庭情報交換会（参加者292名）や、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業（対象者40名）を実施
- ⑪三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備について、用地の取得及び建築の基本設計を完了するとともに、建築の実施設計並びに建築関連の工事に着手
- ⑫三重県立小児心療センターあすなろ学園に市町職員を4名受け入れ、市町での取組の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーを育成、発達障がい児等に対する早期支援のツールである「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入促進（巡回保育所・幼稚園数：56か所（園））
- ⑬「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき市町の意見交換や母子保健関係者を対象とした研修会の支援等を実施。

### 平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県と市町の役割、待機児童の発生状況や子ども・子育て支援新制度\*に関する国の検討状況等を踏まえ、待機児童対策に関する県の支援のあり方を検討することが必要です。
- ②保育士・保育所支援センターにおいて、関係機関の連携会議を開催するなどして、効果的な保育士人材確保策を検討・実施していくことが必要です。
- ③病児・病後児保育は、協力医療機関等の確保が難しいことから、実施施設数が伸び悩んでいます。
- ④平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、国の動向を注視し市町と協議して、県及び市町が策定する計画について着実に準備を進めが必要です。
- ⑤小規模な放課後児童クラブでも必要な地域で運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃等を国に求めていく必要があります。
- ⑥妊娠、出産の適齢期や母体への影響等の医学的な知識の教育、自分や他者を大切にする心や家族観の醸成に向け、引き続き思春期のライフプラン教育を推進することが必要です。

- ⑦出産、育児の孤立化が進む中で、妊娠期・出産直後から子育て期に至る相談や家事・育児の手助け等を含めた、途切れのない支援が求められています。
- ⑧不妊専門相談センターにおいて男性不妊や不育症を含め、多様な相談に対応していくとともに、特定不妊治療費助成について国の制度改革を踏まえ、希望する治療が受けられるよう経済的支援が必要です。
- ⑨市町が行う子ども医療費助成事業に対し助成を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが安心して医療を受けられるようにしました。引き続き市町と連携しながら取組を進める必要があります。
- ⑩ひとり親家庭情報交換会の参加者が292名となり、ひとり親家庭同士の交流が広がりました。また、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援により、対象となった子どもの勉強に対する姿勢が変わつきました。より多くのひとり親家庭で学習習慣を根付かせ、子どもの可能性を引き出し、強みを伸ばすことによって、貧困の世代間連鎖をなくすために、学習支援事業のさらなる展開を図る必要があります。
- ⑪三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備については、引き続き、建築の実施設計及び建築関連工事を円滑に進めるとともに、運営面の検討を進める必要があります。
- ⑫発達障がい児等に対する早期支援を図るため、引き続き、市町の人材育成の支援を行うとともに、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進する必要があります。また、小学校において発達障がい児等への支援ニーズが高まる中、就学前後での適切な支援の引き継ぎが重要となっています。
- ⑬「健やか親子いきいきプランみえ」は、平成26年度をもって平成22年度に延長した計画期間が終了します。当初計画を策定した平成14年度以降の母子保健を取り巻く社会環境、県の役割の変化を踏まえた計画の見直しが必要です。

### 平成26年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①県内の待機児童の発生状況や子ども・子育て支援新制度の検討状況を注視しながら、年度途中での低年齢児の入所希望の増加への対応など、市町が行う保育サービス事業に対する支援を進めます。
- ②保育士・保育所支援センターにおいて、引き続きガイダンスや就職フェアを開催するとともに、県内の潜在保育士に対する就職意向等の調査を行い、その結果を活用した就職相談等により保育士の確保につなげます。
- ③実施施設数の拡大に向けて、病児・病後児保育を開設する際の施設整備に要する経費の支援を行うとともに、広域利用により実施地域を拡大できるよう市町に働きかけていきます。
- ④三重県子ども・子育て会議の開催、市町との協議等を踏まえ、子ども・子育て支援事業支援計画と、少子化対策を含む次世代育成支援行動計画等を一体化した三重県子ども・少子化対策計画（仮称）を策定します。
- ⑤引き続き、市町の放課後児童対策の支援を行うとともに、国庫補助制度の拡充等について国への提言を行います。
- ⑥小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業や中高生を対象とした思春期ライフプラン教育の取組が県内全域に進むように、県教育委員会と連携しながら、市町の取組を支援します。
- ⑦子育ての負担感や孤立感の軽減のため、フィンランドの地方自治体が設置するネウボラ\*を参考にしながら、産後ケア事業を行う市町への費用の一部助成を行うとともに、母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーの養成等の母子保健支援者育成事業に取り組みます。
- ⑧特定不妊治療費助成について、国に保険適用の拡大を求めるとともに、県の上乗せ助成事業を拡充します。また、新たに不育症や男性不妊治療、第2子以降の不妊治療などに対する助成事業を開始するなど、不妊や不育症に悩む夫婦への支援を拡充します。

- ⑨子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、引き続き市町が実施する子ども医療費助成事業を支援します。
- ⑩引き続きひとり親家庭情報交換会を実施するとともに、ひとり親家庭の子どもの学習支援については、対象地域を拡大し、県事業の実施に加え、市町が実施する事業への支援を行います。
- ⑪三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備について、関係機関との連携を図りながら組織体制及び業務運営についての検討を進めます。
- ⑫発達障がい児等に対する早期支援を図るため、専門人材の育成及び保育所等への「C L Mと個別の指導計画」の導入について、市町等との連携を進めます。また、「C L Mと個別の指導計画」が小学校に引き継がれ、就学後においても幼児期からの途切れのない支援が継続できるように取り組みます。
- ⑬国の「健やか親子21」の改訂状況を踏まえ、「三重県医療審議会 健やか親子推進部会」等で検討のうえ次期「健やか親子いきいきプランみえ」を策定します。

\*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策2.3.3 児童虐待の防止と社会的養護の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

### 県民の皆さんとめざす姿

児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

### 平成27年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で目標を達成するとともに児童虐待防止のための体制及び取組の強化を図ることができたため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	目標達成 状況	26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施率		100%	100%	100%	1.00	100%	100%

### 目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	児童虐待通告を受けて、48時間以内に安全確認を実施した割合
26年度目標値の考え方	児童相談所運営指針において、児童虐待通告を受けて48時間以内に安全確認を行うことが望ましいとされていることから、これを100%達成することをめざして目標値を設定しました。

活動指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	目標達成 状況	26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
基本事業	目標項目						
23301 児童虐待対応力の強化（健康福祉部子ども・家庭局）	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	—	29件	29件	1.00	29件	29件
23302 児童虐待の未然防止の推進（健康福祉部子ども・家庭局）	思春期ピアサポートー養成者数（累計）	—	30人	60人	1.00	90人	120人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23303 社会的養護が必要な児童への支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率		35.8%	41.0%	1.00	43.0%
		34.3%	40.2%	49.6%		43.0%

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,883	2,856	3,155	3,434	
概算人件費		1,118	1,214		
(配置人員)		(124 人)	(132 人)		

### 平成 25 年度の取組概要

- ①県内 5 か所の児童相談所において、虐待、養護、障がい及び非行等の相談を受け付け、助言や児童及び保護者への支援を実施 (3,501 件 (速報値))
- ②県内 2 か所の一時保護所において、虐待からの保護や指導を必要とする児童を保護し処遇方針を定めるための専門的診断等を実施 (7,641 人・日 (速報値))
- ③児童虐待対応にかかる組織体制を充実 (本庁に子ども虐待対策監の配置、児童相談センターに法的対応室、市町支援プロジェクトチームの設置及び弁護士・警察官の配置等職員 15 人の増員等)
- ④虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツール (アセスメントシート及び活用マニュアル) を開発
- ⑤市町との定期協議に基づき、市町ごとに児童相談体制の強み弱みを把握し、アドバイザーの派遣 (19 市町 22 回) や児童相談センター等によるフォローアップにより取組を支援
- ⑥親や教師には話しにくい悩みを同世代の先輩 (大学生) に相談することで、自己肯定感を高めることができるように、大学生による思春期ピアサポートを養成。本年度は、ピア活動 (同世代による仲間教育) の実施校を中学校から高校へも拡大し実施。(活動回数 6 回)
- ⑦若年層の望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施 (相談件数 50 件) すべての高校やコンビニへ案内カードを配布する等周知を実施 (カード配布枚数 約 67,000 枚)。
- ⑧児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援体制の構築や出産前後からの親子支援事業の推進等、保健、医療分野との連携体制を強化 (周産期連携会議開催地域 4 地域)
- ⑨平成 24 年度の「三重県社会的養護のあり方検討」結果を踏まえ、県内すべての乳児院 (2 施設)、児童養護施設 (12 施設) を訪問して、各施設の「家庭的養護推進計画」\*の策定に向けた協議を実施
- ⑩乳児院 (津市) の創設、母子生活支援施設 (四日市市) の整備補助を決定 (完成は平成 26 年度に繰越)
- ⑪新規里親の登録 (18 件 (養育 4 件、専門 2 件、養子縁組 10 件、親族 2 件) )、里親委託の推進 (新規委託 22 件 (見込)) 及び家庭訪問等による里親支援 (家庭訪問 85 回、電話相談 77 回)、里親研修 (8 回 延べ 198 人受講) の実施
- ⑫児童養護施設 (全 12 施設) に入所する小学生 (延べ 139 人) に対する学習支援を実施
- ⑬県内唯一の児童自立支援施設である国児学園を運営。平成 25 年度中の延べ在籍人員 31 人のうち、

10人が中学校を卒業し、9人が高校進学（うち7人が退所）、1人が就職内定。

### 平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成25年度に開発したリスクアセスメントツールに加え、初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要となっています。
- ②市町における児童相談体制の強化に向けて、人材の育成、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）の運営強化などに、市町とともに取り組みました。引き続き、定期協議を実施し、規模、体制など市町の実情に応じた支援を行っていく必要があります。
- ③中高生へのピア活動を実施した結果、大人に話しにくい思春期の悩みが相談でき、自己肯定感を高める機会につながりました。引き続き、ピアサポーターを務めた大学生や相談をした中高生等の意見を反映した取組にする必要があります。
- ④「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」への相談事例の中には、若年妊娠で中絶の時期を過ぎていたため、関係者会議を行い家族や周囲の協力を得て出産し、その後も地域での見守りにつなげているケースもあります。電話の利用について、広報を工夫しながら、関係機関と連携して取組を進める必要があります。
- ⑤児童虐待の未然防止に向け、多くの市町において妊娠届出時の機会にアンケートや面接を行うなど、妊娠期から支援の必要な家庭を把握する取組が進められましたが、アンケートの内容や支援内容のばらつきが見られるため、一定の基準を定めて取組を行う必要があります。  
また、支援の必要な家庭に対しては、出産前からの保健、医療分野の連携強化を図り、取り組むことが必要です。
- ⑥乳児院、児童養護施設が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、県としての「家庭的養護推進計画」を策定するとともに、施設における小規模グループケア化などの環境整備等、家庭的養護の推進を図っていく必要があります。
- ⑦乳児院、児童養護施設に配置された里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託の推進及び家庭訪問等による里親支援の実効性を高めていく必要があります。
- ⑧児童養護施設の小学生を対象とする学習支援により、学習に対する積極性や自己肯定感の醸成が図られました。児童の自立を支援していくため、継続して実施する必要があります。
- ⑨国児学園では、第三者評価を受審した結果、人材確保のためのプランの策定など、将来的なあり方検討の必要性について指摘を受けました。

### 平成26年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部 子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①児童虐待ケースの初期対応以降における適切な支援を判断するため、ニーズアセスメントツールの研究開発に取り組むとともに、モデル的に保育所、学校等でのモニタリングを行うことにより、関係機関からの情報収集や家庭訪問を行い、迅速かつ的確な対応につなげます。
- ②市町の児童相談体制の強化をはかるため、定期協議を通じて、ケース進行管理の充実や要対協の運営強化などの取組に対するきめ細かい支援を行うとともに、職員のスキルアップに向けた研修等を実施します。
- ③引き続き、思春期ピアサポーターの養成と、ピアサポーターによるピア活動を展開し、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題の解決や自己肯定感の醸成を図ります。
- ④「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」については、引き続き相談窓口としての周知に努めるとともに、福祉、教育、医療等関係者会議を開催し、情報を共有して的確に連携を図ります。

- ⑤妊娠届出時の市町アンケートの調査項目、要支援基準等を県内で統一することにより、若年妊婦や支援の必要な妊婦を早期に把握し、出産前からの早期支援に取り組みます。さらに周産期に携わる医師、助産師等支援者や支援機関との連携体制の充実に向けたネットワーク会議を開催するなど地域支援を行います。
- ⑥三重県における家庭的養護の充実に向け、関係施設の代表者や有識者等による検討会を開催し、施設の小規模化・地域分散化や家庭的養護の支援を進める具体的方策を盛り込んだ「家庭的養護推進計画」を策定します。
- ⑦児童養護施設の小規模グループケア化等の環境整備を促進し、要保護児童の処遇向上及び家庭的養護の推進を図ります。また、県内2か所目となる児童家庭支援センターの開設、運営を支援し、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ⑧新たに9施設（乳児院2、児童養護施設7）に配置され、県内で12人となる里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託とともに里親支援等の推進を図ります。
- ⑨引き続き、児童養護施設（全12施設）に入所する小学生に対する学習支援に取り組みます。
- ⑩国児学園については、第三者評価の結果も踏まえ、入所児童の変化にも対応した、より専門性の高い指導及び支援が行えるよう検討していきます。

\* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。



## 第2章 選択・集中プログラムの取組

### (1)選択・集中プログラムの取組数値目標等一覧

[健康福祉部 主担当3取組分]

選択・集中プログラムの取組名					
区分	目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進展度
<b>緊急課題解決3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト</b>					
プロジェクトの数値目標	二次救急病院における勤務医師数	1,344人 (24年度)	1,389人 (24年度)	1.00	B
	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)	乳がん 18.8% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 24.0% (24年度)	乳がん 0.67 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.86	
実践取組	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	192人	196人	1.00	
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	651人	641人	0.98	
	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	618機関	610機関	0.99	
	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	804人	783人	0.84	
<b>緊急課題解決5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト</b>					
プロジェクトの数値目標	「みえの子育ちサポーター」認証者数(累計)	5,200人	5,482人	1.00	A
	「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数	8,000点	8,123点	1.00	
実践取組	思春期ピアサポーター養成者数(累計)	60人	70人	1.00	
	子どもの医療費助成の実施				
<b>緊急課題解決6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト</b>					
プロジェクトの数値目標	県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	332人	334人	1.00	B
	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	5,438人	6,057人	1.00	
実践取組	民間企業における障がい者の実雇用率	1.58%	1.60%	1.00	
	福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額	13,300円	集計中	未確定	
	総合相談支援センターへの登録者数	5,740人	4,986人	0.87	

\* 斜線の欄は、数値目標を設定していない取組を表しています。

### 緊急課題解決3

### 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

#### プロジェクトの目標

医師の県内医療機関への定着と医師・看護師等の不足・偏在の解消に向けた取組が進んでいます。

県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携が進むとともに、救急医療体制の整備が進んでいます。

がん検診受診率が向上し、早期発見が進むとともに、新たにウイルス性肝炎の治療を受ける人が増加し、がんによる死亡率が減少しています。

#### 評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度	B (ある程度進んだ)	判断理由
*		二次救急病院における勤務医師数にかかる目標を達成したほか、三重県地域医療支援センターの取組を中心に医師確保・偏在解消に向けた仕組みづくりが進捗したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

#### プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度 現状値	24年度		25年度		26年度		27年度	
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
二次救急病院 における勤務 医師数	1,305人 (22年度)	1,322人 (23年度)	1,344人 (24年度)	1.00	1,373人 (25年度)	1,373人 (26年度)			
がん検診受診 率（乳がん、子 宮頸がん、大腸 がん）		乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)		乳がん 0.67 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.86	乳がん 26.9% 子宮頸がん 33.0% 大腸がん 29.5% (25年度)	乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (26年度)		
	乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度)	乳がん 19.8% 子宮頸がん 28.3% 大腸がん 23.4% (23年度)	乳がん 18.8% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 24.0% (24年度)						

## 目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目 の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の二次救急病院（33病院）における勤務医師数</li> <li>・乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率</li> </ul>
26年度目標 値の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度は、医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、平成27年度の目標値まで達成することができました。このため、今後の目標値については、1,373人を下限として維持するとともに、さらなる上積みを図っていきます。</li> <li>・平成26年度の目標値は、平成25年度実績値と平成27年度目標値の中間値を設定しました。</li> </ul>

### 実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「医師や看護師等の不足・偏在」を解消するために	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数		180人	192人	1.00	206人
		167人	181人	196人		217人
2 「地域の救急医療体制の課題」を解決するために	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数		644人	651人	0.98	658人
		574人	566人	641人		665人
3 「がんに対する不安・悩み」を解消するために	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能な医療機関数		593機関	618機関	0.99	643機関
		568機関	576機関	610機関		668機関
3 「がんに対する不安・悩み」を解消するために	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数（累計）		681人	804人	0.84	916人
		557人	673人	783人		1,050人

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,762	2,486	4,732	

### 平成25年度の取組概要

- ①平成24年度策定の「三重県保健医療計画（第5次改訂）」に基づき、医療従事者の確保や救急医療対策、在宅医療対策、がん対策等の取組を推進
- ②新たに医師修学資金を61名に貸与するなど、今後県内で勤務する若手医師の確保に向けた取組を推進
- ③臨床研修病院の魅力向上に向けて14医療機関等に支援を行ったほか、子育て医師等復帰支援として2医療機関を支援するなど、医療機関が行う医師確保に向けた環境づくりの取組を促進
- ④地域医療支援センターにおいて、修学資金貸与者等の若手医師の県内定着に向け、県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを17診療領域で作成するとともに、今後の施策に反映するため医師需給状況調査を実施
- ⑤地域医療支援センターの後期臨床研修プログラム作成の取組について、厚生労働省主催の情報交換会において、全国第1位の取組との評価を得

- ⑥医学部卒業生が医師免許取得後に実施が義務づけられている医師臨床研修について、MMC卒後臨床研修センターとの協力のもと、平成 16 年度の制度導入以降過去最大の 101 名が県内医療機関とマッチング
- ⑦看護職員確保対策として、修学資金の貸与（46 名）、実習指導者養成講習会（73 名）、助産実習施設への受入支援（7 施設）、養成所への運営支援（11 施設）を実施
- ⑧定着促進対策として、24 施設に病院内保育所への運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援（43 施設）、アドバイザー派遣（3 施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ 1,225 名）、研修責任者研修（参加者 22 名）、教育担当者研修（71 名）、実地指導者研修（101 名）等を実施したほか、就労環境改善に係る看護管理者への研修を実施（第 1 回 113 名、第 2 回 60 名）
- ⑨「みんなで守ろう！三重の医療」啓発キャンペーン（平成 25 年 8 月～平成 26 年 3 月）を実施し、県、市町が開催するイベント等でのポスター掲示、啓発グッズの配布を実施するとともに、地域医療を考えるシンポジウムを 2 回開催（亀山市、伊賀地域）
- ⑩救急医療情報システム「医療ネットみえ」を運営し、インターネットや電話等で受診可能な医療機関の案内を実施（電話案内件数 85,976 件）するとともに、医療機関に対し救急医療情報システムへの参加の働きかけを実施（新規参加医療機関 34 件増加）
- ⑪子どもの病気、薬、事故に関する電話相談「みえ子ども医療ダイヤル」を準夜帯（19:30～23:30）において実施
- ⑫中勢伊賀地域、伊勢志摩地域をモデル地区として情報通信技術を活用した救急搬送システムである「MIE-NET」\*構築事業を実施
- ⑬三重県ドクターへリの運航支援（出動件数 352 件（うち現場出動 237 件、病院間搬送 115 件）、訓練（離島 1 回、高速道 1 回、広域医療搬送 1 回、消防連携 2 回）を実施するとともに、検証会を毎月開催
- ⑭周産期母子医療センター、地域療育支援施設の運営支援、市立四日市病院の総合周産期母子医療センター指定、伊勢赤十字病院における産科オープンシステムの導入、新生児ドクターカー「すくすく号」の更新を実施
- ⑮二次保健医療圏単位で、地域の在宅医療を核となって進める地域リーダーを養成する研修を実施し、新たな地域リーダー 238 名を養成したほか、在宅医療・介護関係者等の多職種を対象として、県内各地の取組を共有するための在宅医療事例報告会を開催
- ⑯多職種の顔の見える関係づくりや、在宅医療の体制整備に向けた総合的な取組等を行う 11 市町へ支援を実施
- ⑰医師の在宅医療参入を促進するための研修会や、住民の在宅医療に対する理解を深めるための講演会等を都市医師会単位で実施
- ⑱桑名地域、鈴鹿地域をモデル地域として小児等在宅医療連携拠点事業を実施するとともに、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターが実施する小児在宅医療ネットワークの構築、小児在宅医療に関わる人材育成の取組を支援
- ⑲8 市町において、創意工夫した個別受診勧奨などがん検診受診率向上の取組を促進するとともにがん検診の受診行動の課題を明らかにするため、県民 1,100 名を対象にアンケート調査を実施
- ⑳がん対策について民間企業 5 社（信用金庫 4 社、保険会社 1 社）と新たに協定を締結し、民間企業と連携を図り、がん検診受診率向上のための取組を実施
- ㉑地域がん登録によるがん情報のデータ収集の取組を推進（登録届出件数 16,516 件、延べ登録届出

件数 59,413 件) するとともに、がん登録の精度向上をめざし、がん登録実務研修会を実施（3回開催、述べ 37 名参加）

②がん患者の治療効果と療養生活の質の向上をめざし、医科歯科連携による口腔ケアの取組を進めるため、がん診療連携拠点病院等で構成するがん診療連携協議会と三重県歯科医師会、三重県の 3 者が協定を締結（6月）するとともに、県民公開講座（530 名参加）や人材育成のための研修（909名参加）を実施

③緩和ケアの体制を充実させるため、がん診療に携わる医師を対象に、7 病院で緩和ケア研修を実施（受講者数 109 名 延べ 782 名修了）

④がん患者等に対する支援のため、県がん相談支援センターにおいて、相談、情報提供を実施（相談件数 638 件）するとともに、がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談窓口において、がん患者等に対して相談、情報提供を実施（相談件数 12,324 件）

⑤がん対策の一層の充実を図るため、がん患者とその家族、医療関係者などから多様な意見を聞きながら「三重県がん対策推進条例」を制定

⑥ウイルス性肝炎の普及啓発と情報提供を行うとともに、ウイルス検査の受診勧奨を行う肝炎コーディネーター養成講座を開催（193 名受講）

### 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

①今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者（3月末現在貸与者累計：408 名、返還者を除く）等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として地域間、診療科目間の偏在があることから、これらの解消を進める仕組みづくりが急務となっています。また、こうした取組と連携し、子育て医師の復帰支援等、医療機関等への支援を充実する必要があります。

②就労環境改善に係る看護管理者研修会への参加状況を見ると、各医療機関において看護職員の確保定着に向けた就労環境改善の取組に対する高い意識がうかがわれます。また、病院内保育所運営補助の 24 時間対応加算について、8 施設（平成 24 年度 5 施設）から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しましたが、さらに施設規模に応じた病院内保育所整備を進めしていく必要があります。就業環境実態調査の分析結果を踏まえ、看護職員の働き続ける意欲を高めるために、勤務条件の改善に加え、魅力的な職場環境を整える必要があります。なお、昨年度実施した需給状況調査によると、2035 年時点でも需給の差や地域偏在が解消されない見込みであることから、対応策を検討していく必要があります。

③救急搬送に占める軽症者の割合が 5 割を超えていていることから、かかりつけ医を持つことや医療機関の適正受診などに関して、県民の皆さんとの理解と協力が得られるよう、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。

④「医療ネットみえ」に参加する時間外診療可能医療機関は年々増加していますが、県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、さらに増加させるとともに、インターネットや電話等により、受診可能医療機関の適切な情報提供を行う必要があります。また、平成 25 年度に参加医療機関を対象に実施したアンケートを分析し、対応できるところからシステムの改善に取り組んでいく必要があります。

⑤「みえ子ども医療ダイヤル」では、小児科医会による電話相談を実施してきましたが、小児科医の高齢化に伴い実施が困難な状況となっており、今後、新たな事業者により対応する必要があります。また、従前から要望のある深夜帯への延長について検討する必要があります。

- ⑥「MIE-NET」のシステムの構築が完了しました。今後、モデル地域において早期に運用を開始し、導入効果や課題を検証していく必要があります。また、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づく適正な救急搬送体制を構築するため、各消防本部からの搬送データを調査・分析、検証していく必要があります。
- ⑦ドクターヘリの出動件数が増加しており、救命率の向上や後遺障害の軽減等、救命救急における役割は増しています。今後、出動件数の増加に伴う重複要請への対応や災害時の応援体制の構築など、他県との相互応援について連携体制を構築していく必要があります。
- ⑧周産期母子医療センターの医療機器の整備により、周産期医療体制を整備しました。今後、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、通常分娩などのローリスク出産を担う医療機関（診療所等）と中等度以上のリスクの出産を担う医療機関（周産期母子医療センター等）の機能分担を推進する必要があります。
- ⑨在宅医療・介護関係者等の多職種の連携強化等に努める市町がある一方で、連携の取組が進まない地域もあることから、引き続き、市町の在宅医療体制の基盤づくりを支援していく必要があります。また、人口 10 万人あたりの訪問診療件数が全国平均より少ないとことや、小規模で 24 時間対応が困難な訪問看護ステーションが多いことなども課題となっており、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護機能の充実が必要です。
- ⑩小児在宅医療については、小児等在宅医療連携拠点事業の実施により、小児在宅医療の課題の整理を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の府内の関係部署の連携体制を構築することができました。今後、引き続き関係部署が連携して課題解決に取り組んでいく必要があります。また、地域における関係機関のネットワーク構築や人材育成による体制整備を引き続き支援していく必要があります。
- ⑪実施したアンケート調査の結果、がん検診未受診の理由（複数回答）として「健康であり必要性を感じない（51%）」「健康診断を受けているので心配ない（35%）」などの理由が上位を占めました。アンケート調査結果をふまえ、受診率向上につながる普及啓発が必要です。（なお、がん検診受診率については、ブラッシュアップ懇話会において、県民指標（75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数）との整合性等について指摘を受けており、国が示した考え方に基づく年齢区分（40 - 69 歳、子宮頸がんに関しては 20-69 歳）における平成 23 年度のがん検診受診率は、乳がん 38.1%、子宮頸がん 47.4%、大腸がん 29.8% となります。）
- ⑫がん検診普及啓発の協定締結を受け、信金 4 社はがん検診受診者を対象にして、利息優遇の定期預金を販売（口座開設 1,557 件）するなど、がん検診受診率向上の取組が進みました。引き続き、民間企業・団体等と連携し、がん検診の実効性ある普及啓発を推進していく必要があります。
- ⑬地域がん登録による罹患・治療情報が蓄積され、平成 23 年のデータの値が確定しました。今後、当該データをふまえ、実効性のあるがん対策につなげる必要があります。また、平成 28 年 1 月のがん登録等の推進に関する法律の施行を見据えて、県内全病院において精度の高いがん登録の実施が出来るよう、がん登録担当者の資質向上に取り組む必要があります。
- ⑭県とがん診療連携協議会、歯科医師会の 3 者でがん患者医科歯科連携に関する協定を締結し、連携推進会議の開催、医科・歯科医療関係者への研修会の実施、協力歯科医療機関の情報提供、住民や患者に対してがん治療における歯科治療や口腔ケアの重要性について啓発を行いました。今後、医科歯科連携を推進するため地域における具体的な働きかけが必要です。
- ⑮新たに緩和ケア等のがん医療に携わる医療機関の医師等に対し、研修の周知及び受講を促す必要があります。
- ⑯県民の皆さんと、県がん相談支援センターやがん診療連携拠点病院等でがん相談ができる体制の充

実に努めています。今後、がん患者等の不安や疑問、治療に関する相談に加え、がん患者とその家族が社会的な活動を続けるための支援が必要です。

- ⑯「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して効果的ながん検診受診率向上の取組など、がんの予防と検診の重要性について啓発を図るとともに、がん教育、就労支援など新たな課題に取り組む必要があります。
- ⑰肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対するフォローアップが必要です。

### 平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①医師の不足・偏在解消に向けて、地域医療支援センターにおいて、医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムの運用を開始するとともに、各貸与者等への個別の働きかけ等を通じて同プログラムの活用を促進します。また、医師需給状況調査の結果をふまえ、医師修学資金貸与制度のあり方等医師確保対策において必要な見直しを検討します。さらに、病院の魅力づくりや勤務環境整備に向けて、臨床研修の指導・育成体制の強化や子育て医師等復帰支援事業などの取組の促進を図ります。
- ②看護職員等の就労環境改善に向け、多様な勤務形態の導入や看護補助者の活用などの研修会を開催するとともに、医療勤務環境改善支援センターを設置し、各医療機関の職場環境改善の取組を促進します。また、看護職員等の離職防止のため、引き続き、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置に向けた、施設規模に応じた働きかけを実施します。
- ③県民の皆さんのが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができるように取り組めるよう、他府県の事例も参考にしながら効果的な啓発を行います。
- ④救急医療情報システムの時間外診療可能医療機関の参加促進について、引き続き新規の開業医を中心参加を働きかけるとともに、平成25年度に実施したアンケートをもとにより参加しやすいシステムへ改善するなど、三重県医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ⑤「みえ子ども医療ダイヤル」の新たな事業者を確保し、相談時間を深夜帯(23:30～翌8:00)まで延長して対応します。
- ⑥救急医療体制の整備について、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域における「MIE-NET」の運用を開始し、システムの導入効果や課題について検証を行います。また、各消防本部の搬送データの分析、検証結果について、三重県救急搬送・医療連携協議会等において協議し、必要に応じて「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」の見直し等を行うとともに、医療機関と消防機関の連携を促進します。
- ⑦ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互利用について具体的な連携体制の構築に取り組みます。また、東海・長野地域における連携体制の構築について引き続き検討を進めます。
- ⑧安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、産科オープンシステムを運用できる体制の整備を支援します。また、重症な新生児に対し高度で専門的な医療を提供するため、新生児ドクターカー「すくすく号」を引き続き運用します。
- ⑨在宅医療の充実については、引き続き、地域の在宅医療・介護関係者等の顔の見える関係づくりへの支援など、各市町の特性・実情に応じた支援を実施するとともに、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護ステーションの運営基盤の強化を図るための研修会等を開催します。
- ⑩小児在宅医療については、引き続き地域の関係機関の連携体制構築に取り組むとともに、NICU等長期入院児の在宅移行支援体制の構築、在宅での療育を支援する関係機関との連携強化に取り組みます。

- ⑪がん検診の受診率向上の取組が一層拡大するよう、受診率向上の効果がみられる好事例を各市町に紹介とともに、アンケート調査結果をふまえた効果的な受診勧奨の手法を検討します。また、がんの正しい知識の普及啓発やがん検診受診率向上などの取組をN P O、民間企業・団体等と連携して推進します。
- ⑫がん登録の推進を図り、がん医療の状況を詳細に把握するため、がんの罹患、診療等に関する精度の高い情報をデータベースに記録、保存する取組を促進します。また、三重大学を中心にがん登録データの分析を行い、今後のがん対策を進めるための企画立案や、市町や医療機関等での利用が出来るよう、情報提供等の取組を進めます。
- ⑬各地域における医科歯科連携を推進するため、連携歯科医療機関について、同じ地域に所在するがん診療連携拠点病院等に情報提供し、連携を働きかけます。あわせて、がん治療における口腔ケアの重要性について、住民・患者などへ普及啓発の取組を進めます。
- ⑭緩和ケアの普及を図るため、新たにがん医療連携推進病院に指定された医療機関や緩和ケア病棟を設置する医療機関に対して、緩和ケア研修の受講を働きかけます。その際、医師のみならず緩和ケアを担う看護師・薬剤師等の医療従事者にも受講を促します。
- ⑮がん患者の就労支援のため、がん相談支援センターに社会保険労務士を派遣し、がん患者の就労関連ニーズや課題を把握して、仕事と治療の両立支援の情報提供、相談支援の仕組みづくりに取り組みます。
- ⑯がん教育の取組を進めるため、教育関係機関等と連携・協力して、がんに対する理解と予防に関する知識を深める教育プログラムを開発していきます。
- ⑰県民のがんに対する理解を深め、併せて予防等に対する意識向上を図るため、市町をはじめ県内関係者と一体となって県民運動を展開します。
- ⑱肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対して、医療費助成制度の改正などの情報提供を行っていきます。



## 緊急課題解決5

## 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

### プロジェクトの目標

子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する取組が進んでいます。

若年層に対する早期からの相談・支援体制の強化などにより、家族観の醸成や児童虐待未然防止の取組が進んでいます。また、放課後児童対策に対する支援が進んでいます。

子育てに関する経済的支援の実施など、安心して子どもを生み育てられる取組が進んでいます。

### 評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	全ての目標を達成し、子育て家庭や子どもの育ちを見守り、応援する環境が整いつつあることから、「進んだ」と評価しました。
----------	------------	------	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

### プロジェクトの数値目標

目標項目	現状値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえの子育ち サポートー」認証 者数 (累計)	1,290 人	3,250 人	5,200 人	1.00	7,740 人	10,000 人
		2,822 人	5,482 人			

### 目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目 の説明	「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポートー」として県が認証した人の数
26年度目標 値の考え方	平成26年度については、27年度の目標値を達成するため、中間値である7,740人(2,260人増)をめざすこととしました。

### 実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「希薄化して いる家族の絆の 再生」を図るた めに	「家族の絆」一 行詩コンクール への参加作品数	6,967 点	7,500 点	8,000 点	1.00	8,500 点
2 「子どもの育 ちに関する課 題」を解決する ために	思春期ピアサポ ーター養成者数 (累計)	—	30 人	60 人	1.00	90 人
			7,017 点	8,123 点		120 人
			29 人	70 人		

実践取組	実践取組の目標	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
		現状値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	実績値	目標値	実績値
③「子育てに関する経済的な不安」を解消するために	子どもの医療費助成の実施	補助対象は就学前まで	小学校6年生まで対象拡大			→					

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,985	3,798	4,082	→

### 平成25年度の取組概要

- ①子どもや家族等に「ありがとう」の気持ちを伝える「家族の絆一行詩コンクール」(応募数: 8,123点)を実施
- ②教育委員会や市町に活用を働きかけて出前講座を実施し、みえの子育ちサポーターを2,660人養成
- ③親なびワークを小学校等県内17か所で開催(参加者446名)するとともに、親なびワークを「子育てはっぴいパパ・ママワーク」としてリニューアル
- ④10月5日、6日に県立みえこどもの城を中心として「第8回子育て応援!わくわくフェスタ」を開催(参加者: 1万6千人)
- ⑤県内4か所で、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心とした地域別座談会を開催(参加者: 101人)
- ⑥平成24年度の「三重県社会的養護のあり方検討」結果を踏まえ、県内すべての乳児院(2施設)、児童養護施設(12施設)を訪問して、各施設の「家庭的養護推進計画」\*の策定に向けた協議を実施
- ⑦乳児院(津市)の創設、母子生活支援施設(四日市市)の整備補助を決定(完成は平成26年度に繰越)
- ⑧新規里親の登録(18件(養育4件、専門2件、養子縁組10件、親族2件)、里親委託の推進(新規委託22件(見込))及び家庭訪問等による里親支援(家庭訪問85回、電話相談77回)、里親研修(8回 延べ198人受講)の実施
- ⑨児童養護施設(全12施設)に入所する小学生(延べ139人)に対する学習支援を実施
- ⑩親や教師には話しにくい悩みを同世代の先輩(大学生)に相談することで、自己肯定感を高めることができるように、大学生による思春期ピアサポーターを養成。本年度は、ピア活動(同世代による仲間教育)の実施校を中学校から高校へも拡大し実施。(活動回数6回)
- ⑪若年層の望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施(相談件数50件)すべての高校やコンビニへ案内カードを配布する等周知を実施(カード配布枚数 約67,000枚)
- ⑫児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援体制の構築や出産前後からの親子支援事業の推進等、保健、医療分野との連携体制を強化(周産期連携会議開催地域 4地域)
- ⑬県と市町の連携・協働協議会の検討会議において、子ども・子育て支援新制度の情報提供や市町子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる協議を2回実施
- ⑭放課後児童クラブの運営費と施設整備に関し、市町に対し補助を実施(県内の放課後児童クラブ数: 平成25年5月1日時点で297か所)
- ⑮市町が行う子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを補助対象として助成を実施
- ⑯不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の大きい特定不妊治療にかかる医療費の一部助成を実施(助成件数 2,453件)

## 平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「家族の絆一行詩コンクール」については、応募者及びその関係者等に取組がとどまっていることから、広報媒体等を活用して受賞作品等を周知・啓発することが必要です。
- ②養成したみえの子育ちサポーターが、地域において子どもの育ちや子育てを支える活動ができるよう取り組む必要があります。
- ③子育ての喜び等について直接保護者に理解を深めていただくための「子育てはっぴいパパ・ママワーク」の普及促進のため、市町や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。
- ④子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、みえ次世代育成応援ネットワークの会員をはじめ企業・団体による取組がさらに進むように促す必要があります。
- ⑤乳児院、児童養護施設が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、県としての「家庭的養護推進計画」を策定するとともに、施設における小規模グループケア化などの環境整備等、家庭的養護の推進を図っていく必要があります。
- ⑥乳児院、児童養護施設に配置された里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託の推進及び家庭訪問等による里親支援の実効性を高めていく必要があります。
- ⑦児童養護施設の小学生を対象とする学習支援により、学習に対する積極性や自己肯定感の醸成が図られました。児童の自立を支援していくため、継続して実施する必要があります。
- ⑧中高生へのピア活動を実施した結果、大人に話しにくい思春期の悩みが相談でき、自己肯定感を高める機会につながりました。引き続き、ピアサポーターを務めた大学生や相談をした中高生等の意見を反映した取組にする必要があります。
- ⑨「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」への相談事例の中には、若年妊娠で中絶の時期を過ぎていたため、関係者会議を行い家族や周囲の協力を得て出産し、その後も地域での見守りにつなげているケースもあります。電話の利用について、広報を工夫しながら、関係機関と連携して取組を進める必要があります。
- ⑩児童虐待の未然防止に向け、多くの市町において妊娠届出時の機会にアンケートや面接を行うなど、妊娠期から支援の必要な家庭を把握する取組が進められましたが、アンケートの内容や支援内容のばらつきが見られるため、一定の基準を定めて取組を行う必要があります。  
また、支援の必要な家庭に対しては、出産前からの保健、医療分野の連携強化を図り、取り組むことが必要です。
- ⑪平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、国の動向を注視し市町と協議して、県及び市町が策定する計画について着実に準備を進めることが必要です。
- ⑫小規模な放課後児童クラブでも必要な地域で運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃等を国に求めていく必要があります。
- ⑬市町が行う子ども医療費助成事業に対し助成を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが安心して医療を受けられるようになりました。引き続き市町と連携しながら取組を進める必要があります。
- ⑭不妊専門相談センターにおいて男性不妊や不育症を含め、多様な相談に対応していくとともに、特定不妊治療費助成について国の制度改正に合わせ、希望する治療が受けられるよう経済的支援が必要です。

## 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①「ありがとう」の気持ちを通して、家族の絆や地域の絆を深め広げるため、教育委員会や広報関係者と連携して「家族の絆一行詩コンクール」の一層の周知・啓発を行います。
- ②引き続き、みえの子育ちサポーターを養成するとともに、養成したサポーターにより、地域における子どもの育ちや子育てを支える活動が促進されるよう市町等と連携して取り組みます。

- ③「子育てはっぴいパパ・ママワーク」について、子育て支援拠点や子育てサークル等で実施されるよう進行役養成講座を開催するとともに、市町や地域の関係機関での実施を働きかけます。
- ④子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、少子化対策や子育て支援に積極的に取り組もうとするみえ次世代育成応援ネットワーク会員や企業、団体に対して、市町や地域の活動団体等との情報交換・交流の機会を提供します。また、地域別懇談会を開催するなどして、みえ次世代育成応援ネットワークの会員が、主体的に子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくりを進めるための活動を促進するとともに、会員の拡大を図ります。
- ⑤三重県における家庭的養護の充実に向け、関係施設の代表者や有識者等による検討会を開催し、施設の小規模化・地域分散化や家庭的養護の支援を進める具体的方策を盛り込んだ「家庭的養護推進計画」を策定します。
- ⑥児童養護施設の小規模グループケア化等の環境整備を促進し、要保護児童の処遇向上及び家庭的養護の推進を図ります。また、県内2カ所目となる児童家庭支援センターの開設、運営を支援し、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ⑦新たに9施設（乳児院2、児童養護施設7）に配置され、県内で12人となる里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託とともに里親支援等の推進を図ります。
- ⑧引き続き、児童養護施設（全12施設）に入所する小学生に対する学習支援に取り組みます。
- ⑨引き続き、思春期ピアソポーターの養成と、ピアソポーターによるピア活動を展開し、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題解決や自己肯定感の醸成を図ります。
- ⑩「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」については、引き続き相談窓口としての周知に努めるとともに、福祉、教育、医療等関係者会議を開催し、情報を共有して的確に連携を図ります。
- ⑪妊娠届出時の市町アンケートの調査項目、要支援基準等を県内で統一することにより、若年妊婦や支援の必要な妊婦を早期に把握し、出産前からの早期支援に取り組みます。さらに周産期に携わる医師、助産師等支援者や支援機関との連携体制の充実に向けたネットワーク会議を開催するなど地域支援を行います。
- ⑫三重県子ども・子育て会議の開催、市町との協議等を踏まえ、子ども・子育て支援事業支援計画と、少子化対策を含む三重県次世代育成支援行動計画等を一体化した三重県子ども・少子化対策計画（仮称）を策定します。
- ⑬引き続き、市町の放課後児童対策の支援を行うとともに、国庫補助制度の拡充等について国への提言を行います。
- ⑭子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、引き続き市町が実施する子ども医療費助成事業を支援します。
- ⑮特定不妊治療費助成について、国に保険適用の拡大を求めるとともに、県の上乗せ助成事業を拡充します。また、新たに不育症や男性不妊治療、第2子以降の不妊治療などに対する助成事業を開始するなど、不妊や不育症に悩む夫婦への支援を拡充します。

## 緊急課題解決6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部】

### プロジェクトの目標

障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。

障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるような、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。

障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

### 評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成するとともに、一部を除き実践取組の目標も達成し、暮らしや日中活動の場の整備や就労支援が一定程度充実したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
*			

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

### プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度		25年度		26年度	27年度	
	現状値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	実績値
県の就労支援事業により一般就労した障がい者数		318人	332人			1.00	349人	366人
	311人	324人	334人					

### 目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県の就労支援事業（障がい者就労支援事業、農福連携*・障がい者雇用推進事業、障がい者の「就労の場」開拓事業、特別支援学校就労推進事業等）によって就労した障がい者数
26年度目標値の考え方	平成25年度は、前年度に引き続き就労支援事業に集中的に取り組んでおり、目標値についても達成の見込みです。平成26年度は、27年度の目標値を段階的に達成できるように目標値を設定しました。

### 実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	実績値
1 「地域での生活基盤の不足」を解決するために	障がい者の日中活動を支援する事業 <sup>注1)</sup> の利用者数		4,838人	5,438人		5,438人	5,438人
		4,622人	5,622人	6,057人	1.00		

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
2 「働くことへの課題」を解決するために	民間企業における障がい者の実雇用率		1.54%	1.58%	1.00	1.70%
		1.51%	1.57%	1.60%		1.80% <sup>注2)</sup> (1.65%)
3 「日常生活上の支障や不安」を解決するために	福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額		13,000円	13,300円	未確定	13,600円
		11,527円	12,412円	集計中		13,900円
3 「日常生活上の支障や不安」を解決するために	総合相談支援センター*への登録者数		5,520人	5,740人	0.87	5,960人
		5,299人	5,315人	4,986人		6,180人

注1) 日中活動を支援する事業：日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）

注2) 民間企業における障がい者の実雇用率については、法定雇用率の引き上げ（平成25年4月より、「1.8%」

から「2.0%」）など法制度上の改正という社会情勢の変化等を踏まえ、平成27年度の目標値を1.65→1.80に上方修正します。

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	545	790	750	

### 平成25年度の取組概要

- ①障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム整備数5か所）
- ②県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（13人）
- ③官公需を中心に「共同受注窓口\*」を通じた受注拡大を推進（37,896千円）
- ④障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大に向けて環境を整備（23,718千円 3月末見込み）
- ⑤雇用契約に基づく就労への移行を進めるため、一般就労した障がい者のフォローアップなどを行うほか、県庁舎における職場実習やホームペルバー研修等を実施（76人）
- ⑥一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」の創設に向けて、関係機関の調整と支援制度を検討
- ⑦障がい者雇用促進会議等において障がい者雇用支援の新たなしくみの一つとして、ステップアップカフェ（仮称）の整備について検討
- ⑧民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、「障がい者雇用率改善プラン」を発表（平成25年11月19日）、三重労働局と合同で企業を訪問（19企業1自治体：3月末実績）
- ⑨障がい者雇用に実際に取り組んでいる企業等の事例を紹介する「障がい者雇用促進セミナー」を開催（4回、409名参加）
- ⑩障がい者雇用アドバイザーによる事業主への啓発、ジョブサポーターを活用した職場定着支援等を実施、特例子会社に対する補助金を交付、障がい者の就職面接会を開催
- ⑪障がい者が担える農業・農作業の検証及び、農業者・福祉事業関係者への障がい者雇用に関する情報提供や支援体制の整備
- ⑫キャリア教育マネージャー等外部人材を活用した、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を実施（延べ訪問数8,531件）
- ⑬特別支援学校において、職業に係るコース制を導入する学校を拡大（5校）

- ⑭ビルメンテナンス協会と連携した清掃技能検定（年2回）や、サービス業に係る企業と連携した接客サービスに関するカリキュラムの開発及び接客サービス技能講習会（年2回）を実施
- ⑮障がい者が安心して地域で生活をしていくための相談支援の窓口の整備と自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑯サービス等利用計画の作成が促進されるよう、圏域の自立支援協議会における助言、計画作成促進のための研修会を開催
- ⑰三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の一体整備について、用地の取得及び建築の基本設計を完了するとともに、建築の実施設計並びに建築関連の工事に着手。
- ⑱三重県立小児心療センターあすなろ学園に市町職員を4名受け入れ、市町での取組の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーを育成、発達障がい児等に対する早期支援のツールである「CLM (Check List in Mie : 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進（巡回保育所・幼稚園数：56か所（園））
- ⑲情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ\*を活用し、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を推進（パーソナルカルテ推進強化市町として15市町を指定）

#### 平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①新たにグループホーム5か所を整備するとともに入所施設の耐震化を進め、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。グループホームとともに、障がい福祉サービス事業所の整備に対するニーズも高いため、こうした施設整備の促進が必要です。また、県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行は一定程度進みましたが、残された加齢児への対応を検討する必要があります。
- ②「共同受注窓口」の受注は、昨年度の実績を上回る37,896千円となりました。民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ③調達方針に基づいた県からの障害者就労施設等への発注額は23,718千円（3月末見込み）となりました。調達方針を見直したうえで、来年度も引き続き、県庁内各所属において調達に努めるとともに、障害者就労施設等の受注体制を強化する必要があります。
- ④障がい者就労支援事業に取り組んだ結果、76人の障がい者の一般就労につながりましたが、より多くの障がい者の就労促進と就労定着を図る必要があります。
- ⑤「社会的事業所」について市町や関係法人に説明を行い、理解を得ることができました。今後は、「社会的事業所」の創業を支援していく必要があります。
- ⑥障がい者雇用の促進について、産業界や労働界、就労支援現場の意見等を取り入れながら、障がい者雇用の課題を解決するための一つの事業として、ステップアップカフェ（仮称）を津市のフレンテみえ内に整備することとしました。今後は、関係者の意見を聞きながら整備を進めるとともに、障がい者雇用に対する県民の理解の場としての仕組みを検討する必要があります。
- ⑦本県の障がい者の実雇用率（1.60%：平成25年6月1日現在）は全国最下位となり、これを早急に改善し、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、平成26年6月1日現在の障がい者実雇用率を1.70%とすることを目標とした「障がい者雇用率改善プラン」を平成25年11月19日に三重労働局長と三重県知事の連名で発表しました。このプランに基づき、三重労働局と県等が合同で企業等に働きかけを行い、訪問した企業が真剣に受け止められたことから、今後も三重労働局との緊密な連携、関係機関等との情報共有を図りながら、障がい者雇用の推進に取り組んでいく必要があります。
- ⑧障がい者雇用アドバイザーにおける取組について、企業訪問により求人開拓し、18人分の求人票の

提出と 7 件（平成 26 年 1 月末現在）の就職に結びつきました。また、特例子会社が 2 社（平成 24 年度交付決定 1 社、平成 25 年度交付決定 1 社）設立され、障がい者の働く場の拡大につながったため、引き続き取り組んでいく必要があります。

⑨農業分野への障がい者就労の促進に向け、福祉事業所の農業参入の掘り起しなどに取り組み、農業参入した福祉事業所は 29 件（平成 25 年度新規 12 件）、農業分野における障がい者就労人数は 429 名（対前年 166 名増）と大幅に増加したほか、障がい者を雇用した農業経営体も 12 件（平成 25 年度新規 2 件）となりました。また、農業ジョブトレーナーの育成に向けて、農業大学校における公開講座の実施や、カリキュラムの見直しを行いました。引き続き、福祉事業所に対する技術支援や、年間を通じた農作業の確保、農業経営体への意識啓発に取り組む必要があります。

⑩生徒の進路希望を実現するため、外部人材であるキャリア教育マネージャー（1 名）及びキャリア教育サポート（4 名）、職域開発支援員（13 名）を活用した職場開拓を行いました。また、生徒本人の適性と職種のマッチングを図るため、職業適性アセスメントの活用を促進しました。その結果、特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率について、目標である 30% 台を達成し、生徒の進路希望を実現することができました。引き続き、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を進め、生徒の進路希望を実現する必要があります。

⑪相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。今後も引き続き専門性の高い相談事業を実施していく必要があります。

⑫サービス等利用計画については、圏域の自立支援協議会や研修会を実施したところ、一部の市町で体制整備が進みました。こうした取組が市町に広がるよう取り組んでいく必要があります。

⑬三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の一体整備については、引き続き、建築の実施設計及び建築関連工事を円滑に進めるとともに、運営面の検討を進める必要があります。

⑭発達障がい児等に対する早期支援を図るため、引き続き、市町の人材育成の支援を行うとともに、「C L M と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進する必要があります。また、小学校において発達障がい児等への支援ニーズが高まる中、就学前後の適切な支援の引き継ぎが重要となっています。

⑮発達障がいを含むすべての障がいのある児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成及び活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として 15 市町を指定し、支援体制の整備を進めました。一方で、パーソナルカルテの作成及び活用が進まない市町もあり、円滑な情報の引継ぎができる支援体制の整備をさらに進める必要があります。

### 平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

①障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや障がい福祉サービス事業所の整備を進めます。また、加齢児の地域移行の支援状況を確認しながら、今後の障害児入所施設のあり方について検討します。

②福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、品質の向上やパッケージの工夫による、より魅力的な商品の開発や新たな販路の開拓など事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。

③障害者就労施設等への発注事例を共有するなど、調達方針に基づいた障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組みます。

④障がい者の経済的自立を支援するため、今後も、就労支援のための職場実習やスキルアップ講座を

開催するほか、生活介護事業所等から一般就労した障がい者のフォローアップを充実するなど障がい者の職場定着のためのサポートの取組を進めます。

- ⑤市町とともに、「社会的事業所」の創業に向けた取組と安定的な運営を支援します。
- ⑥障がい者雇用の推進については、ステップアップカフェ（仮称）を設置し、県民総参加で推進していきます。また、地域人づくり事業を活用し、ステップアップカフェ（仮称）において、一緒に「ものづくり体験」を協働することや福祉事業所等でつくられた商品をブラッシュアップし展示販売することなど、取組を進めるうえで必要なプログラムづくりや、障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労支援事業所と連携し、ステップアップカフェ（仮称）を活用した実習・訓練ができるカリキュラムづくりなどに取り組みます。
- ⑦民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成のため、「障がい者雇用率改善プラン」に基づき、関係機関の緊密な連携、情報共有を図りながら、目標の達成をめざすとともに、委託訓練等を経て就職した障がい者について、ハローワークと県による事業所訪問等を行い、就職後の定着支援を強化していきます。
- ⑧雇用アドバイザー等による事業主への啓発等については、ターゲットを絞り、より効率的・効果的な求人開拓ができるよう改善を図るとともに、障害者雇用優良事業所の表彰制度において、対象事業所の拡大をするなど優良雇用事例の普及を図ります。
- ⑨農業分野における障がい者就労の促進に向け、「三重県農福連携・障がい者雇用推進チーム」を核に、福祉事業所の農業参入や規模拡大・6次産業化\*に向けた支援のほか、農業の知識や技術を有する福祉指導者の確保・育成、「共同受注窓口」と連携した農作業の斡旋、研修会等を通じた農業経営体への意識啓発などに取り組みます。
- ⑩特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、キャリア教育マネージャー等の外部人材を活用し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を行うとともに、生徒本人の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの活用を促進します。また、企業等と連携した技能検定を実施するなど、関係機関、企業、NPO等と連携した就労支援を行います。
- ⑪特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、職業に係るコース制を導入する学校を拡大します。
- ⑫自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、今後の相談支援体制について検討します。
- ⑬サービス等利用計画の作成が進むよう、市町における体制の整備を促進し、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成を進めます。
- ⑭三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の一体整備について、関係機関と連携を図りながら組織体制及び業務運営についての検討を進めます。
- ⑮発達障がい児等に対する早期支援を図るため、専門人材の育成及び保育所等への「CLMと個別の指導計画」の導入について、市町等との連携を進めます。また、「CLMと個別の指導計画」が小学校に引き継がれ、就学後においても幼児期からの途切れのない支援が継続できるように取り組みます。
- ⑯発達障がいを含むすべての障がいのある児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成・活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として11市町を指定し、全29市町における活用の拡大を図ります。



## 用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

三桁の数字 : 第1章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。

緊急○ : 第2章の該当する番号の選択・集中プログラムの取組に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解説	掲載箇所
GAP	Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	113
HACCP(ハサップ)手法	(Hazard Analysis and Critical Control Point) 製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント(加熱工程等)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。	113
MIE-NET(ミエネット)	(Mie Interhospital Emergency - NETwork) 救急現場における患者情報を、携帯情報通信端末を活用して二次および三次救急医療機関に送信することにより、救急隊と医療機関が情報共有することができるネットワークシステム。医療機関が重症度、緊急度に応じて受入を判断することができ、受入医療機関の選定時間の短縮、医師の指示に基づく早期の処置等が可能となる。	121 緊急3
MIES(ミエス)	児童虐待の可能性のある子どもを早期に発見し見守ることを目的に開発された、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた要保護児童スクリーニング指数のこと。(MIES: Maltreatment Index for Elementary Schoolchildren)	123
MMC卒後臨床研修センター	県内の医療に関わる人材の確保、育成および地域医療の充実に向け、研修医や指導医、臨床研修病院等を対象に、臨床研修を円滑に実施するための事業を実施する、県内の関係医療機関が共同して設立したNPO法人。	121
アウトリーチ(訪問支援)	入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。	142
育ボス	育児のために短期休暇をとった職員と、その職員の仕事を分担した同僚や上司に対し、人事評価を上げる制度のこと。	231
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者や虚弱高齢者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町の判断により総合的に提供できる事業	141
家庭的養護推進計画	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、平成27～41年度を計画期間として、児童養護施設等の大規模施設の解消や養育単位の小規模化等を家庭的養護を進めていくための計画。	233 緊急5
共同受注窓口	授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	142 緊急6
高病原性鳥インフルエンザ	インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる感染症であり、鳥に感染すると非常に高い致死率と伝播力をもつものを高病原性鳥インフルエンザという。人間への感染リスクは低いと言われているが、ウイルスが変異すると、世界で大流行する可能性がある。	113
子ども・子育て支援事業支援計画	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。	232
子ども・子育て支援新制度	すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、市町村を実施主体として、財源を給付・事業ごとに一元化する制度。平成27年4月から本格施行。	232

単語（事項等の名称）	解説	掲載箇所
社会的事業所	障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。	142
総合相談支援センター	県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービス提供を基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。	142 緊急6
地域ケア会議	地域包括支援センター等が、介護・医療関係者、民生委員等を召集し、個別ケースの支援内容の検討を行うとともに、この検討を通じて、高齢者に対する自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働によるネットワークの構築、地域課題の把握等を行う会議のこと。	141
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	141
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	141
ネウボラ	Neuvola (Maternity and child health clinics) : 妊娠期から就学前まで、健診・保健指導・子育て相談等の親子(家族)支援を必要に応じて支援機関と連携しながらワンストップで行う地域拠点施設。地方自治体が設置。	232
農場HACCP	農場にHACCPの考えを取り入れ、危害要因となる微生物や化学物質、異物の混入などを防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、農場段階で危害発生をコントロールする手法のこと。	113
農福連携	農業と福祉が連携して、農業経営体による障がい者雇用や福祉事業所による農業参入などに取り組み、農業の担い手確保、障がい者の就労促進を支援すること。	緊急6
パーソナルカルテ	本人および保護者が必要な情報(生育歴等)を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を追加して綴じ込んでいくファイル形式。	緊急6
三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針	入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度に則した施設サービスの円滑な実施を目的として、入所に関する手続き及び基準を明示したもの。これに基づき、各施設が「入所基準」を策定・運用する。	141
三重県地域医療支援センター	平成24(2012)年5月、県内の医師の地域偏在の解消を目的に、県庁に設置され、あわせて分室が三重大学内に設置。県内の医療機関や医師会、市町、三重大学等と連携して、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組を推進。	121